

議案第80号

北名古屋市総合運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

北名古屋市総合運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年8月26日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市総合運動広場の利用者に関する規定を定めるため及び、総合運動広場の使用において、各施設における使用条件の均衡と施設使用に係る市民負担の公平性を図ることを目的に使用料を改めるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市総合運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市総合運動広場の設置及び管理に関する条例（平成27年北名古屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第4条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第3条第1項中「北名古屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（利用者）

第3条 運動広場のグラウンドを利用できる者は、北名古屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）で登録を受けた団体及び教育委員会が必要と認める者とする。

2 前項に規定する団体の登録手続及び教育委員会が必要と認める者については、教育委員会規則で定める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

1 グラウンド・テニスコート使用料

区分	単位	使用料
グラウンド	2時間30分	1,400円（全面） 700円（1/2面）
テニスコート	2時間	460円（1コート）

備考

- 1 グラウンドの使用は、原則全面とする。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、平日の時間帯（午前8時30分から午後6時30分まで）に限り2分の1面での使用をすることができる。
- 2 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 3 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10

円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 照明設備使用料

区分	単位	使用料
グラウンド	30分	1,560円（Ⅰ類66灯） 1,430円（Ⅱ類36灯） 1,340円（Ⅲ類27灯）
テニスコート	1時間	270円（1コート）

備考

- 1 使用料の分類ごとの適当な競技種目
Ⅰ類：軟式野球 Ⅱ類：サッカー等
Ⅲ類：ソフトボール又は少年野球
- 2 グラウンドの照明設備の使用料の算定については、30分未満の使用であっても30分に切り上げるものとする。
- 3 テニスコートの照明設備の使用料の算定については、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 4 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 5 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 会議室使用料

区分	単位	使用料
会議室1	1時間	110円
会議室2	1時間	60円
会議室3	1時間	60円

備考

- 1 使用料の算定については、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 2 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。

3 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の北名古屋市総合運動広場の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、令和5年10月1日以後の施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 改正後の条例の別表の規定に基づく申請その他の準備行為は、令和5年10月1日前においても、行うことができる。